

# 村民相談室



困った時は一人で悩まず「消費生活センター」へご相談ください！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

消費生活センターは、村内に在住・在勤・在学の方のための消費生活に関する相談窓口です。商品の購入や、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格などのトラブルに関して、助言・あっせん・情報提供などを行っています。また、多重債務に関する相談も受け付けています。個人の知恵や努力だけでは解決は困難になりますので、返済に不安がある場合はご相談ください。



## 相談内容例

- ▽悪質な訪問販売で、商品を購入させられた。
- ▽携帯電話に届いたメールで、身に覚えのない登録料の請求があった。
- ▽無料サイトにアクセスしたら、高額料金を請求された。
- ▽通信販売を申し込んだが、気が付いたら定期購入だったので解約したい。
- ▽警察や金融機関を名乗る者から「あなたの口座が犯罪に使われている。キャッシュカードを確認しに行く」と言われた。

## 誰が相談を受けてくれるの？

専門の資格を持つ2名の消費生活相談員が、相談をお受けします。

期日▼月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

時間▼午前9時～正午、午後1時～5時(水曜日は午後4時まで)

場所▼村民相談室(役場行政棟2階)

## 【女性専用の相談窓口もあります！】

女性生活相談は、結婚や離婚などの家庭の問題や心身の健康、DV(ドメスティックバイオレンス)、女性の生活全般に関する無料相談窓口です。専門相談員が電話や面談によって相談をお受けします。※秘密は厳守します。

期日▼月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く)

時間▼午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所▼村民相談室(役場行政棟2階)

問い合わせ▼村民相談室(☎287-0863)

国民年金  
だより  
特例制度の利用と  
免除申請について



免除・納付猶予制度について▼保険料を納めることが困難な場合に、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部が免除になる制度です。次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

①退職(失業等)により納付が困難な方：申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業等)した方で、申請を希望する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちください。

②新型コロナウィルス感染症の影響により納付が困難な方：収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方で、申請を希望する場合は、所得の申立書をお持ちください。

学生の皆さんへ▼申請により在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が利用できます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)または在学証明書(原本)をお持ちください。なお、令和2年度においてこの制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。はがきでの申請の場合、学生証または在学証明書は添付不要です。

過去の分の免除申請は▼申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

申し込み・問い合わせ▼水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局17111内線1133)

## ◎令和3年度の国民年金保険料の額は、1万6,610円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。